

令和6年 第7回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年7月25日（月）

令和6年 第7回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年7月25日（木）	開催場所	上里町役場4階協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

〔開 会〕	議 長	ただいまの出席委員は農業委員 13 名、推進委委員 12 名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 7 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記 の選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 1 番 木村 隆之 委員 議席番号 2 番 荻野 好雄 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	議 長 事 務 局	日程第 2 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第 3 条の説明をさせていただきます。 1 番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。2 筆あります。土地の所在は 1 筆目①は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は 1805 m²、居住地から 200 m、もう 1 筆②は大字〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は 854 m²、2 筆共に農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積 33,801 m²、うち自作が 20,518 m²。借受地は 13,283 m²、貸付地、不耕作地はありません。従業者数は 4 名、機械につきましてはトラクター 2 台等所有しております。作付けは米麦、葱です。農地法 3 条第 2 項による審査は適合しています。譲受人は 63 歳の専業農家の方で以前から管理していた農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。

日程第2 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	関根秀樹委員	1－①について 問題ありません。
	柴崎久男委員	1－②について 問題ありません。
	事 務 局	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第2 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、申請者は上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△4 9 5 m ² です。地目は畑、転用目的は自己用住宅です。形態は新設、申請者は現在、妻と子2人の4人で借

日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について	議 長	家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。
	柴崎 久男委員	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	議 長	1 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、1 番から6 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1 番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外3筆 合計1, 183㎡です。外3筆と一体利用で合計2, 628㎡です。地目は畑、権利内容は10年間の賃貸借権設定、転用目的は古物類置場です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、

		古物業を営んでおります。現在の資材置場が手狭となったため拡張するものです。 2番ですが、譲受人 深谷市〇〇〇△△△△〇〇〇（株）〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△番地〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外2筆、合計で707㎡です。地目は畑、権利内容は35年間の賃借権設定、転用目的は資材置場です。形態は新設、農業振興地域内の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、深谷市で工務店を営んでおります。現在は自宅の庭に資材を置いていますが、子供の成長により資材の倒壊などの危険を感じるため申請するものです。 3番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 310㎡。地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と借家暮らしをしておりますが、将来の事も考えて自己用住宅を建築したく申請するものです。 4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 前橋市〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 △△△〇 108㎡、外1筆と一体利用で合計305㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権設定、転用目的は駐車場、形態は拡張、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在申請地北側に既存倉庫を所有しておりますが、倉庫の拡張に伴い社用車の駐車場所が不足するため敷地を拡張するものです。 5番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 △△△〇 面積は50㎡、外1筆と一体利用のため併せて489㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在実家で暮らしておりますが、兄家族を含め三世帯同居の為、独立したく自己用住宅を建築するため申請するものです。 6番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 △△△〇外1筆 361㎡、地目は畑、権利内容は使用賃借権設定です。転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の3人で借家暮らしをしておりますが将来のことを考え、祖父の所有地に自己用住宅を建築したく申請するものです。
--	--	---

	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	石倉和宏委員	1 番について 先日確認しました。問題ありません。
	清水福次委員	2 番について 7 / 2 0 に現地を確認しました。問題ありません。
	山下 登委員	3 番について 現地は家庭菜園となっており、特に問題ありません。
	木村 隆之委員	4 番について 問題ありません。
	清水忠之委員	5 番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	6 番について 問題はありませんが、砂利が敷いてあり、転用申請前から用意がしてあるのかなと思ったのですが、その辺どうなのかなと聞きたいと思いました。事前着工にはならないと思うのですが、ちょっと嫌だなと思いました。
	事 務 局	事前着工ではなく、相談をいただいた先月の段階でもその状況でございました。そのため、違反転用に

		なってしまうので、まずは砂利をきちんと片付けてくださいと、事業者さんには指導をしておりました。先週末も変わらない状態でしたので、農業委員さんが見に行くまでにはしっかり片付けをするように指導いたしましたが、現状が変わっていないということのようでございます。こちらからもう一度、事業者さんにはきちんと指導させていただきたいと思います。
	坂本 茂委員	そうですね。何か言わないとまずいですよね。いいよというわけにはいかない。わかりました。あとはおまかせしますからお願いします。
	議 長	よろしいです。他に何かございますか。
	柴崎 久男委員	5条の2番ですが、ここは圃場整備されなかったのですか。転用ができるところだから、区域内に入らなかったんですかね。
	事 務 局	柴崎委員のご質問でございますが上里西部土地改良区につきましては、圃場整備をした場所が全て青字という形になっております。今回のこの場所については白地となっておりますので、圃場整備の中に入っていなかったと推察されます。
	議 長	ありがとうございました。他にございませんか。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので申請通り許可相当することに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いし

〔その他〕	事 務 局	ます。 その他について ・農業委員会農地利用最適化活動活性化研修会について 9月11日（水）羽生市産業文化ホール大ホールにて 午前11時15分集合、出発 ・次回の定例会について 8月26日（月） 午後1時30分 役場協議会室
〔閉 会〕	会 長 代 理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これを持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年7月25日

議 長

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印

(荻野 好雄 委員)

署 名 人

印